

交通安全便り

～～ 第8号 ～～
発行年月日：2024/9/19
対象学年：全学年

●自転車の青切符！ ※2024年11月1日より施行

◇青切符とは？

軽微な交通違反の違反者に対する手続きで、交通違反をした場合、**反則金【5,000～12,000円】**

の支払いの義務が生じます。また、**反則金を納めないと、刑事手続きとなります。**

◇違反行為 ⇒ 113が対象

主な項目

信号無視・一時不停止・携帯電話の使用しながらの運転・右側通行などの通行区分違反・徐行せずの歩道通行・ブレーキの利かない自転車に乗ること・イヤホンを付けたりしながらの運転など

●自転車の赤切符！ ※2022年10月31日から始まっている

◇赤切符とは？

より重い違反に対して発行されます。赤切符を受け取ると**裁判が行われ、罰金刑**となります

◇違反行為 ⇒ 事故などに繋がる悪質な運転

主な項目

信号無視・徐行せずの歩道通行・右側通行などの通行区分違反・一時不停止・イヤホンを付けたりしながらの運転など

3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金	信号無視・徐行せずの歩道通行・一時不停止・通行区分違反・ながら運転など
10万円以下の罰金	信号無視・徐行せずの歩道通行・一時不停止・ながら運転など

上記以外にも、5万円以下の罰金や2万円以下の罰金または料料などがあります。

注意！！近隣の方からの連絡では、「逆走・イヤホン・スマホ・ライトなしで自転車に乗っていた」とのことでしたが、上記に当てはめるとどうなりますか？**赤切符の対象**になると思いませんか？**事故に繋がる悪質な運転**です！！集会や呼びかけで注意喚起を行っていますが、改善されていません。事故を起こしてからでは遅いです。**自分や周囲の人を守るためにも交通ルールを守っていきましょう！！**